



7号

2009年

8月17日

## 離婚後の共同親権を考える勉強会

今年の1月から始まった国会勉強会が、第6回目になりました。これまで、離婚後に子どもと会えなくなっている現状を伝える当事者からの報告に加え、海外の法制度の実状を伝えていくなかで、現行法の問題点が指摘されていました。そこで今回のテーマ「離婚後の子の監護の視点から見た現行法（民法766条）の問題点について」が、7月15日、共同親権・子どもの養育を考える連絡会議の主催で、衆議院第二議員会館第一会議室で開催されました。

猛暑の中にもかかわらず、およそ当事者35名、国会議員1名、秘書10名、マスコミ3名の合計50名の参加でした。私は仕事のため今まで参加できませんでしたが、今回は休みが重なり初めての参加でした。

講演は棚村政行さん（早稲田大学院法務研究科教授・弁護士）を招いて「親権監護法の検討課題」を話されました。その中で共同親権になれば問題が解決されるわけではない。親の間に入り決定権をもっていて、子どもへの関わり方の判断や調整をするところが必要、親の争いを見て子どもが傷ついているため、子どもの代理人制度が必要など問題点を指摘。

面会を否定すること、親同士が非難があった場合、子どもの心は傷になり、心理的・精神的虐待になることから、民法全体を変えるべきで、遅れている日本は3年間の間に、特別立法でもなんでも変えていくべき、今傷ついている親子を救うべきだと力説されました。私も強く願うことでしたが、来ていた当事者、他の人達も大きくうなずきました。

親子ネットが活動を始めてちょうど一年が経ちました。引き離しの現状も、国会勉強会、マスコミ、地方議会への請願・陳情、デモ行進など、日々の地道な活動によって世間の人達にも大切な問題として取り上げられてきています。これからも、我が子に会えない私達当事者の声をより多くの人達に伝え活動していきましょう。私も四人の母親ですが、子ども達に会えていません。これ以上私達のような辛い思いをする人がなくなるように、活動をもっと頑張りたいと改めて思いなおした勉強会でした。（福田直美）



### 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木95  
スタジオZ

TEL&FAX 047-342-8287

e-mail: oyakonet@mail.goo.ne.jp



### 親子ネット第一回総会

日時：8月29日（土） 15:00～17:00

場所：中央大学後楽園キャンパス 6401教室

（東京都文京区春日1-13-27）

議題：前年度活動報告と総括/前年度会計報告/今年度活動方針について  
/今年度予算について/今年度役員について/会の規約について

## 親子の絆ガーディアン四国 第一回講演会

### 離婚後同居できない親子の関係を考える～心理臨床家の視点から

去る6月13日、親子の絆ガーディアン四国主催の第一回講演会が開催されました。当日は予想を上回る盛況であり、当事者・福祉関係者・調停委員などの方々の他、昨年それぞれの議会に提出した共同親権陳情に御理解を戴いた香川県議の渡辺さとこ議員、高松市議の植田真紀議員も参加され、衆議院議員の小川淳也議員からはご祝辞を戴きました。

ご講演戴いた棚瀬一代先生によれば、参加者の熱意が伝わってきて、とても気持ちよく話すことができたということであり、改めてこの問題に対する関心の高さを感じることができました。

また遠方から親子ネット、親子ネットNAGANOの方々に応援にきていただき、初めてのことながら大成功であったとお伝えできます。

第一部の「離婚と子ども」では、棚瀬先生は離婚が子どもに及ぼす影響を心理臨床の視点を中心として解説され、その適応性に関する実証研究の成果や再適応への課題、親の離婚を経験した子どもの反応の発達段階ごとの特徴が示され、多くの場合、親の離婚は子どもの生涯にわたって影響を及ぼす可能性が高いことを話されました。

締め括りは、米国でも高葛藤の元夫婦は存在するが、その割合は日本とは比較にならないほど低く、法制度の改善による問題へのアプローチが有効であるから、我が国でも早急に共同親権・共同監護の導入整備が必要だという見解をお話しになりました。

第二部の「離婚と日米法制度の違い」では主に米国カリフォルニア州での法制度変革の歩みや、共同親権・共同監護制度に至った背景が解説され、アメリカでは面会交流だけの時代が100年続いた

が、その時代であっても法的に面会交流は保護され、隔週ごとの面会交流で金曜日から日曜日への宿泊が一般的であったことなどをお話戴き、改めて我が国の法制度や裁判所の法律運用に100年以上の遅れがあることを痛感させられました。

米国でも1970年代には、法的制裁を加えてまで履行しようとする面会交流の在り方はおかしいという論争があったそうですが、これに対し米国裁判官の「両親が離婚別居して、監護権が一方の親に委ねられているときには、面会交流権は注意深く保護されなくてはならない。なぜなら監護権を持つ親は自分の地位を利用して、他方の親（別居親）に対する子どもの愛情を遠ざける危険性があるからだ」という有名な反論が紹介され、別居親が子どもの養育に関わることは、子どもの利益・権利であると共に親としての重要な権利・義務でもあるから、親の権利としての視点も欠かしてはならない、とお話しになりました。

「我が子と生きる権利」は最高の人格権であるということをお話戴き、改めて確認することができました。

(ミラクルヤン)



## コトオヤネットさっぼろを立ち上げて

去る7月5日(日)に、京都の味沢道明さん(日本家族再生センター)と東京の宗像充さん(前・親子ネット代表)を札幌に招き、講演会『どうして会えないの? 離婚後の親と子』を開催しました。約20名程の参加者があり、その半数が当事者だったので、私にとっては嬉しいものでした。離婚後子どもと引き離された私たちは、「ひどい別れ方をしたわねえ」「子どものことは忘れて前を向いて生きていったら」「子どもに会えないのは会えなくなった親に原因がある」などといった言葉や視線を浴びせられ、偏見にまみれ、孤立させられ生きのびてきました。自分の悲しみ、苦しみ、怒りを語れる場がない。聴いてもらえる場がない。そんな当事者同志が顔を合わせて、グチでもいい、嘆きやため息でもいいから語り合える、聴き合える場を作りたい。そのきっかけになればと、この講演会を開催したのでした。

講演会を終えて、今では講演会に参加して下さった当事者の人たちを中心に、月一回定期的に集まれる「場」を作りました。互いに語り合える、聴き合える場であると共に、共同親責任・面会交流権の確立を目指す市民運動として、今後、市議会への意見書採択に向けた陳情請願活動や、衆議院選挙立候補者への公開質問状など、各人がやってみたいと思うことをお互いに支え合い活動していけたらと願っています。組織は小さければ小さいほどよい。当事者同志が同じ痛みを共感し、支えあうこと。それらがこの運動の原点になると思っています。

私はかつて、離婚後の子どもと会えない深い悲しみや相手親への激しい怒り、そしてそれを誰にも聴いてもらえないという孤立感から、アルコール依存症に陥っていました。毎晩アルコ

ールを飲まなければ、今日を明日につなげていけない。子どもへの深い深い愛は引き裂かれ、深い深い絶望へとかわり、その絶望をアルコールを飲むことでごまかし生きのびていたのです。

しかしアルコールは、躰にとっては完全に毒薬として作用します。毒だからこそ躰は、心臓を速く動かして血流を速め、腎臓肝臓など全ての臓器を総動員させて、アルコールをできるだけ早く体外に排出させようとしています。アルコールは心と躰をむしばみ、それだけでは生きていけない躰にさせ、人間を廃人にしてしまう恐ろしい毒物です。つらく苦しい日々をアルコールはいやしてはくれません。それどころか、もっと悲惨な日々へと導きます。生きのびる力を奪ってしまうのがアルコールです。

自死への強い願望。相手親を殺してやりたいという強い怒り。これらは、子どもを引き離されるという地獄を体験する親なら誰しもが抱く“自然な感情”です。その感情をアルコールで紛らわすことなく、自分の感情を吐き出し、それを互いに聴き合うことでこそ、深い深い心の傷がいやされるのです。

私たち子どもと引き離された親には、重要な使命がある、と私は思っています。それはどんなにつらくとも今日を生きのび、いつの日か必ずや最愛のわが子と再会するという「使命」です。子どもに会いたいと思う、願い続けることは、親の単なる望みでは「ありません」。深く深く私たちよりも傷ついてしまった子どもの心に手をさしのべる、愛を再び注ぐという、私たちにしかできない「使命」でもあるのです。

(子どもに会いたい親たちのネットワーク

さっぼろ 安岡菊之進)

## 離婚家庭支援の現在

### 「アメリカのビジテーションセンター」

味沢道明（日本家族再生センター所長）

私がマサチューセッツのビジテーションセンターを見学したのはもう6年も前のこと。DV絡みで様々な施設を訪ねました。コーディネートしてくださったのは当地で活動されている当事者で、また活動家の方。ビジテーションセンターはYWCAが州政府に依頼されて運営している事業でした。YWCAの地下室、と言ってもかなり大きな部屋で、二十畳ほどの部屋が二つ、これが面会室で、おもちゃ置き場の部屋や受け渡しのための待ち合い室などがありました。と言っても受け渡しは直接本人どうしでは行ないません。スタッフを介しての受け渡しになり、本人どうしは直接会うことはありません。そのために、会う側と会わせる側の出入り口は別々の所になっています。不測の事態に備えてガードマンも配置しているとのことでした。

そもそもこうしたビジテーションセンターが作られるようになった背景には、七十年代に施行されたDV法があります。夫婦間の暴力と言えど、銃の所持が禁止されていないアメリカでは即殺人事件になりかねません。日本の中途半端なDV法ではなく、かなり強力な法として機能しています。とはいうものの、子どもの人権と言う意味で片方の親がもう

一方の親に対して子どもを会わせないという行為は許されていません。夫婦間で暴力があっても、子どもの福祉に反さない限りにおいて、裁判所は子どもとの面会をさせるように命令します。（このあたり、単独親権で家意識の強い日本とはまったく異なります）が、事故があっても困るし双方にとってそしてなにより子どもにとって安心して安全な面会ができるよう、政府がそれを保証するために、こうしたビジテーションセンターを事業委託していると言う訳。

YWCAですから営利としての意味合いは少ないだろうと思いますが、福祉的な意味合いで事業を行なっているのでしょうか。とはいうものの、そのビジテーションセンターはいわゆるハードとしてのシステムでしかなくて、メンタルケアは外部のセラピストに依頼しているとの事。日本で行なうにはもうすこしメンタルなサポートが必要ではないかと感じました。

利用料金は、会う側が一回4000円程度を支払うと言ったように記憶しています。払えない人は掃除等のボランティア活動で費用の免除が行なわれるので問題ないとの事でした。

このビジテーションセンターを参考に、私なりのビジテーションをはじめたと言う訳。私のビジテーション運営も細々とではあるけれど6年近くになります。この事業の中でいろいろと学ぶ事もできたように思います。おいおいお伝えしていきますね。

## 親子ネット広島

### <団体紹介その7>

親子ネット広島は、2009年4月に発足した、現在会員数5名の生まれたての会です。

発足集会の際、子どもの共同親権や面会交流の法制化は会の方針として当然それを目指すのですが、「まずは自分自身の面会交流を。その実績を武器に進もう」という方針を掲げ、他メンバーとの会話の中で何かしら自分の武器になるキーワードを見つけてもらおうと、「定例会」という呼び名を辞め「茶話会」にし、誰もがリラックスした状態で開催しています。また、「出来る人が・出来るときに・出来るだけ、活動しよう」ともしています。「子どもの最善の利益」とは何か。「子の福祉」とは何か。承知の通り親同士が離婚してもそれは親の勝手であり、子供には何の責めを負う必要の無い事です。まして連れ去りや面会拒否、冤罪DVは最早子どもへの虐待といっても過言では有りません。親であれば子供どもの為であれば自分の事は二番三番に考えるものです。親の葛藤よりも子どもたちの未来の為を焦点に、そして、これ以上親の身勝手に別居親に会うことが許されず不幸な気持ちになってしまう子どもを一人でも無くす為に活動を行っていきたくて考えております。非常に保守的な土地での発足ではありますが、一歩ずつ前進していきますので、よろしくお願いたします。

（親子ネット広島代表 伊藤圭介）e-mail : natchey@yahoo.co.jp /

keikun\_no1@hotmail.com

## 私にもできた請願活動

### 埼玉県白岡町から『離婚後の共同親権・共同監護の法制化を求める意見書』を提出

半年前まで、請願も陳情も自分には全く縁のない言葉だった。駅前の署名や募金でさえ、ボランティア精神に溢れる人たちがやっているのだろう程度にしか考えていなかった。私はそれまで、どうして彼らが署名集めをしなければならぬのか、その理由まであまり深く考えたことがなかった。

そんな自分が、請願をしようという気になった一番の理由は、子どもとの引き離し問題に直面し、もはや自分がどんなに頑張っても、この国では自分の実の子どもとすら交流することができないと悟ったからである。

昨年11月、私は既に3年近い引き離しにあっていて、調停や審判を経験していたが、裁判所は全く頼りにならないことを思い知らされ、一度たりとも子ども達と会話することができずにいた。その間、子ども達は私を拒否するばかりか、私を見るだけで泣き叫ぶように変わり果て、もはや自力ではどうすることもできない無力感にもがき苦しんでいた。そんな時、偶然HPで目にした「面会交流のシンポジウム」が、我が子に会えない当事者団体を知るきっかけを与えてくれた。

その後、知り合いになった当事者仲間に自分の苦しみを聞いてもらい、折れかかっていた心も持ち直すことができた。同時に自分だけでなく、多くの人たちが会いたくても我が子に会えない現実があり、既にそうした社会問題に一石を投じ、法改正をしようと活動をしている人達がいることも知った。

その活動の1つが、地方自治体から国への意見書を出してもらうこと、すなわち陳情であった。初めは、「陳情」という言葉の響きに、あまり良い印象はなかった。どんなことをするのか見当もつかなかったが、聞けば、議員と会って話をすることらしい。それではと、一度同行させてもらった。議員と会うとなると、初めて調停に向向

き、調停委員や裁判官と対峙するときのような緊張を感じた。議員は偉いというような先入観をもっていただけであるが、大したことはなかった。良く考えてみたら彼らを選んでいるのは有権者である我々である。議員は、実に話を良く聞いてくれる。ある意味、調停より公平であった。

これなら自分でもできるかもと思い、さっそく町役場に出向き議員名簿をもらった。そして、一番近所の議員に電話をし、「離婚後の親子交流についての請願をしたいので、話を聞いて欲しい」と伝えてみた。直接会って話をしたら、紹介議員になってくれた。

もちろん、請願するにあたり、先行していた方々からアドバイスはいっぱい頂いた。それでも、3月議会では「継続審議」となった。付託された総務委員会で趣旨説明の機会をもらい、自らの口で現状を話したことが、議員の共感につながったように思う。次の6月議会では賛成多数で「採択」され、6月19日、町議会の意見書として国に提出された。活動家でもない一市民が、請願を採択させることができたのである。この問題は、議員にすらほとんど知られていない。しかし、当事者が実態を話せば、必ず共感してもらえる案件でもある。心ある議員が必ず支えてくれる。こうした慈愛に満ちた人間関係は、心の安定にもつながり、説明慣れすることで調停などにも役立ちそうだ。

アメリカでも、イギリスでも、他のどの国でも当事者が様々な手段で、この問題を世間に知らしめることが出発点になり、法改正につながっている。私は、日本だって同じだと信じたい。そして、多くの当事者が声を上げれば、必ずや法改正につながると信じている。是非、一緒に法改正への流れを作りましょう。

親子ネットでは、あなたの町の請願・陳情をお手伝いします。自分もやってみようかなと思った当事者の方、あるいはその家族の方、気軽に親子ネット事務所までご連絡ください。

(藤田尚寿)

## 祖母が見つめた「引き離し」

### 面会交流で孫の健やかな成長を祈る日

つましい暮らしではあってもそこそこうまくいっている、とばかり思っていた次男夫婦の仲が危機的であることを知ったのは、2006年7月でした。次男の妻から突然手紙が届いたのです。内容は「喧嘩ばかりなので夫婦間の距離を置こうと思っている、夫も了承している」という簡単なものでしたので、私はこの時点ではあまり深刻には受け止めませんでした。息子からは、夫婦仲についての話はこれまで一度も出たことはありません。話しづらかったのか、あるいはなんとかなると思っていたのかもしれませんが。

この後少し間をおいてから、両者の言い分を聞く機会が一度だけありました。なるべく中立的に話を聞いたつもりですが、夫婦間の争いは長期に渡って続いていたようで、とりなす術はありませんでした。

孫娘は2002年7月に生まれましたが、思えば1歳くらいから両親の言い争いと緊張感の中で育っていたこととなります。私のところへは、年に3、4回主に息子が連れて遊びに来ていましたが、当時私には彼女の「発語が遅いこと」「多動気味であること」が心にひっかかっていました。

私は1990年ごろから10年間「学習障碍児」の教育に関わりました。発達につまずきのある子と接した経験から見ると、孫娘には「気になるところ」がありましたが、疑問は持ちつつも両親にプレッシャーをかけてもいけないし、私の思い過ぎしかも……と考え黙っていました。

長く続く両親の不仲、親しんでいた父親との突然の別れ等……幼すぎて理解できなくても、子どもはこのような形で苦しみや悲しみを現すのかもしれない。「両親の不和が長引くほど子どもの教育を難しくする」と感じた私は、そのことを率直に息子に伝えました。

孫娘とは、前からの約束「お父さんと遊園地で遊ぶこと」が夫婦すったもんだの末、8月半ばにやっと実行されたのを最後に会えなくなりました。

その後、次男は妻から「子どもに会いたければ離婚届に判子を押し」とか妻の母親からは「養育費、払ってくれるんでしょうね？」など神経を逆撫でされるような言われ方をしました。私と夫は次男の話を聞いただけで沈黙を守りましたが、この時ばかりは子どもを離婚の取引に使って私物化している相手方に対して強い憤りを感じました。

9月になってすぐ、妻側が「離婚」を次男が「面会交流」を求めて家裁に申し立てをする事態に発展しました。

私の友人の中に福祉関係のSさん、弁護士のTさんがいましたので、何度か相談にのってもらいました。Sさんからは棚瀬一代著『離婚と子ども』を送っていただき、一気に読みました。夫婦関係を解消しても、親子関係を維持するために双方が努力することの大切さ、特に暮らせなくなった方の親と子の交流がいかにか子どもの心の安定に繋がっているかに確信を持つことができ、目が覚められる思いでした。

弁護士のTさんには、調停が始まる前に会っていただき、貴重で実際的なアドバイスをいくつもいただきました。息子はTさんから「あなたなら弁護士がいなくてもひとりでやれる、側面からの支援はするので何でも言って下さい」と言われ、相手には弁護士がついていたにも拘らず、ひとりで調停に臨みました。

私自身は「残念ながら、今の日本の法律では祖父母には何の権利もありません。でも上申書ならだれでも書けます」と言われ、呆れながらも上申書を提出することにしました。調停も回を重ね、4回で埒があかなくなった2007年2月、次男と私

は上申書を提出しました。上申書を書く、など初めての経験です。

「裁判官と調査官の心を動かすような文章にすることが大事」というTさんからの助言をなんとか生かすべく、なぜ面会交流を切望するのかという理由、これまでの良好な父子関係、私（祖母）と孫の関係、そして教育に関わった社会的経験も盛り込んでやっと書き上げました。教育に携わった私の経歴、当時の新聞記事なども添付し、その後、最終的にTさんの添削を受けてから提出しました。

4月、妻側は婚費、慰謝料の請求を取り下げ親権のみの主張が認められ、次男には面会交流（月1回、午前10時～午後6時。1月と8月は2回）が認められました。要求はいくらか削られたようですが、大事なことは、約束が実行され、継続されることなのです。

この間、次男は娘が来たときのため、自分も心機一転をはかりたいためにマンションを購入していました。娘の部屋を用意し、離れ離れになったとき残していったおもちゃ、絵本、幼児用家具などすべてを運び入れました。

2007年6月、初めて父の暮らすマンションにやってきた孫娘の驚き、喜びようはたいへんなものでした。その日別れ際は泣きべそで、月1回のペースを理解してぐずらなくなったのは、半年以上たってからです。

面会交流の実現が早いほど、親子の信頼回復も早いことを目の当たりにしています。

親の離婚を経験した子どもたちすべてが、離れて暮らす親とも屈託なく、堂々とつきあえる、そんな時代が来ることを願ってやみません。

（長田政江）



## 手帳にメモして

ファザーズ全国大会 2009 in 中部  
「離婚を乗り越える。我が子のために」  
日時:平成 21 年 8 月 22 日(土) 14:  
00~17:00

場所:ウィルあいち(愛知県女性総合セ  
ンター)

一般参加可(要空席事前確認)参加料  
1000 円

第 2 回 NPO びじっと・離婚と子ども  
問題支援センター主催シンポジウム

「離婚は子どもにとっても一大事！」  
日時:8 月 23 日(日) 13:20~16:20

場所:板橋区立グリーンホール 402 会  
議室

参加費:500 円(未成年者は無料)

問い合わせ:090-9806-1729

(NPO びじっと 古市)

親子の面会交流を実現する全国  
ネットワーク 第 1 回総会

日時:8 月 29 日(土) 15:00~17:00

場所:中央大学後楽園キャンパス 6  
401 教室

問い合わせ:TEL&FAX

047-342-8287 (スタジオ Z)

oyakonet@mail.goo.ne.jp

親子ネット関西 第 6 回定例会

日時:8 月 30 日(日) 18:30~20:30

場所:大阪市立中央公会堂 第 1 会議  
室

参加費:500 円

問い合わせ:090-7355-2346 (坪木)

wakuyatai\_1926@ybb.ne.jp

くにたちこどもとの交流を求める親  
の会 定例会

日時:9 月 3 日(木)19:00~

(毎月第 1 木曜日に自助活動)

親子の面会交流を実現する全国  
ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚しても離れて暮ら  
す親子が普通に会えるように、共  
同親権や、面会交流の法制化を求  
めています。また、交流を絶たれ  
ている親子の面会が実現するよ  
うに、裁判所の運用の改善や、親  
子面会交流への公的支援を求め  
て活動しています。

双方の親に子どもを養育する権  
利があり、子どもには双方の親か  
ら養育を受ける権利があります。

場所:国立市 スペース F (国立市中  
3-11-6)

問い合わせ:042-573-4010  
(スペース F 内)

「多摩ペアレンティング・コーディネ  
ーター養成講座 全 3 回」

日時:9 月 6 日(日) 9:30~15:30

場所:国立市 スペース F (国立市中  
3-11-6)

対象:ペアレンティング・コーディネ  
ーターをやってみたい方・興味のある方

参加費:全 3 回通し 12,000 円(1 回  
のみ参加 5,000 円)

問い合わせ:くにたち子どもとの交流  
を求める親の会(植野)

090-4964-1080/042-576-5602

umiyume\_f@yahoo.co.jp

親子の絆ガーディアン四国

9 月より第 2・第 4 水曜日活動予定

我が子に会いたい親の会 第 29 回  
定例会

日時:平成 21 年 9 月 12 日(土)14:30  
~17:30

場所:文京区立アカデミー 茗台(め  
いだい)7 階学習室 B(あおば会)

参加費:500 円

問い合わせ:

[http://wagako.web.fc2.com/inquiry/  
inquiry.html](http://wagako.web.fc2.com/inquiry/inquiry.html)

親子ネット NAGANO

日時:原則第 3 土曜日。奇数月:長野  
市・偶数月:松本市

(隔月で長野市と松本市での交互開  
催を予定)

参加費:500 円

問い合わせ:050-3468-3743(堤)

親どうしがいっしょにいても別れて  
も、それは変わりません。

地方議会への陳情や請願、司法や国  
会への働きかけ、情報交換を行っ  
てきました。いっしょに活動してく  
れる仲間を募集しています。また、親  
子の交流を絶たれた当事者に情報提  
供を行っています。

ホームページやブログを運営してい  
くほか、隔月での会報「引き離し」を発行  
しています。

## 編集後記

国会請願署名のお願いをしていて、今  
まで知らなかっただけで身近に当事者  
がいたことに驚いた。  
高校時代の友人の妹さんは「会わせな  
い」母親だった。お父さんに会えなくな  
った娘さんは、学校にマスクをしない  
と行けなくなったそうだ。  
仕事先の先生は、息子さんが離婚して  
孫娘と会えなくなった。今はもう大学  
生になったお孫さんとは、もうお金で  
しかつながっていない関係という。  
いろんなかたちで、子どもたちが、そし  
て会えない親が苦しんでいる。多くの  
場合、人に言えずに。それでも、なん  
だかんだと言いながら生き延びてい  
る。大げさではない。  
子どもにとって「どちらかの親を法的に  
とりあげられてしまう」単独親権制度。  
そんなルールはおかしいよね、と言え  
ば、わかってくれる人は多い。アメリカ  
で、全米父親会議の当事者が、自分  
の子どもに自由に会えないなんておか  
しいぜ、と言って法律をつくっていった  
ように、日本にも奇跡が起きることを  
信じている。(武田)

## 「引き離し」

### 編集部員

## 大募集！！！！

私たちと一緒に編集を手伝ってくださる方を  
大募集しています～！お気軽に声をかけて  
くださいな

## 活動日誌

6/9 臨時事務局会

6/10 埼玉県白岡町(請願採  
択)

6/12 横浜市(陳情継続審議)

6/13 親子の絆ガーディアン四国第一  
回講演会「離婚後同居できな  
い親子の関係を考える」

6/25 事務局会

6/29 青梅市(陳情趣旨採択)

7/5 コトオヤネットさっぽろ講演会「ど  
うして会えないの？ 離婚後の  
親と子」

7/10 第 5 回親子ネット法制審議会

7/11 我が子に会いたい親の会「総  
会・勉強会」

日本女性学研究会 善積京子  
講演会「親子の引き離し～スウ  
ェーデンの裁判訴訟事例から  
日本の親権 監護法制を考  
える」

7/15 第 6 回国会勉強会「離婚後の子  
の監護の視点から見た現行法  
(民法 766 条)の問題点につ  
いて」

7/16 親子ネット関西「別居・離婚後の  
共同親権法制化実現に向けた  
橋下知事への支援方お願い」  
提出

7/25 第 20 回全体会

7/26 親子ネット関西「共同親権の署  
名活動 in 西宮」

8/2 第 21 回全体会

くにたちの会「ペアレンティング・  
コーディネーター養成講座」

マスコミ

6/6 朝日新聞四国版「離婚後の親権  
考える講演会」

北海道新聞 2009 ひと「共同親  
権目指すコトオヤネット代表」

6/15 NHKおはよう日本「ハーグ条  
約」

6/19 朝日新聞香川版「離婚後親子  
交流が必要」

6/26 朝日新聞埼玉東部「離婚後の  
共同親権 法制化求め意見書  
白岡町議会、国に提出」

ぜひネットワークに参加くださ  
い

〒270-0027

千葉県松戸市二ツ木 9 5

スタジオ Z

TEL&FAX 047-342-8287

e-mail

oyakonet@mail.goo.ne.jp